

指定給水装置工事事業者に係る申請書・届出書の提出先(表紙)

水道事業者 殿

令和 3 年 11 月 18 日

申請者 フリガナ 氏名又は名称 カブシキガイシャワイケー キカク
 株式会社YK企画
 住所 京都府京都市中京区御池通東洞院東入笹屋町
 436番地 永和御池ビル606号
 代表者氏名 フリガナ 代表取締役 井上 健
 電話番号 075-600-2460
 FAX番号 075-600-2678
 メールアドレス ken0130@yk-kikaku.jp

下記のとおり、申請書・届出書を提出します。

1. 申請・届出をする書類(ひとつだけの□に✓を入れて下さい)

この「表紙」は、申請書・届出書毎に作成し、各書類の前に付けて下さい。

- ①指定給水装置工事事業者指定申請書～様式第1、別表、様式第2
 ②指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書～様式第10
 ③指定給水装置工事事業者廃止・休止・再開届出書～様式第11
 ④給水装置工事主任技術者選任・解任届出書～様式第3

2. 申請・届出をする水道事業者(□に✓を入れてください)

申請・届出をする水道事業者数 1 者

NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック
1	奈良市 公営企業管理者	✓	8	御所市 水道事業管理者		15	斑鳩町 水道事業管理者		22	上牧町 水道事業管理者	
2	大和高田市 上下水道事業管理者		9	生駒市 水道事業管理者		16	安堵町 水道事業管理者		23	王寺町 水道事業管理者	
3	大和郡山市 上下水道事業 の管理者		10	香芝市 上下水道事業の管理者 の権限を行う市長		17	川西町 水道事業管理者		24	広陵町 上下水道事業管理者	
4	天理市 上下水道事業 の管理者		11	葛城市 上下水道事業管理者		18	三宅町 水道事業管理者		25	河合町 水道事業管理者	
5	橿原市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長		12	宇陀市 水道事業管理者 の権限を行う市長		19	田原本町 水道事業管理者		26	吉野町 水道事業管理者	
6	桜井市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長		13	平群町 水道事業管理者		20	高取町 水道事業管理者		27	大淀町 上下水道事業管理者	
7	五條市 水道事業管理者		14	三郷町 水道事業管理者		21	明日香村 水道事業管理者		28	下市町 水道事業管理者 の権限を行う町長	

様式第1 (水道法施行規則第18条関係)

指定給水装置工事事業者指定申請書

水道事業者 殿

令和3年11月18日

申請者 氏名又は名称 カブシキガイシャワイケーキカク
・株式会社YK企画

住 所 京都府京都市中京区御池通東洞院東入筐屋町436番地
永和御池ビル606号

代表者氏名 イノウエ ケン
代表取締役 井上 健

電話番号 075- 600- 2678

水道法第16条の2第1項の規定による指定給水装置工事事業者の指定を受けたいので、同法第25条の2第1項の規定に基づき次のとおり申請します。

役員（業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者）の氏名	
フリガナ 氏 名	フリガナ 氏 名
代表取締役 井上 健	
取締役 大槻 優紀	
事業の範囲	各種法令に基づく建築設備（機械設備、衛生設備、電気設備）、 防火設備及び消防設備の維持管理、定期検査、清掃及び工事
機械器具の名称、性能及び数	別表のとおり

(備考) この用紙の大きさは、A4列4番とすること。

当該給水区域で給水装置工事の事業を行う事業所の名称	カブシキガイシャワイケーキカク 株式会社 YK企画
上記事業所の所在地	郵便番号 611- 0043 住所 京都府宇治市伊勢田町南遊田6- 27 電話番号 075- 600- 2460 FAX番号 075- 600- 2678 メールアドレス ken0130@yk-kikaku.jp
上記事業所で選任されることとなる給水装置工事主任技術者の氏名	給水装置工事主任技術者免状の交付番号
井上 健 イノウエ ケン	第303295号

当該給水区域で給水装置工事の事業を行う事業所の名称	
上記事業所の所在地	
上記事業所で選任されることとなる給水装置工事主任技術者の氏名	給水装置工事主任技術者免状の交付番号

(備考) この用紙の大きさは、A4列4番とすること。

別表（水道法施行規則第18条関係）

機 械 器 具 調 書

令和 3 年 11 月 18 日 現在

種 別	名 称	型式、性能	数量	備 考
管の切断用の機械器具	金切りのこ エンジンカッター	10 "×1/2" ×24T 共立 CSG673SL	1 1	
	セーバーソー	Makita JR101DW (塩ビ・金属)	1	
	パイプカッター	DaniMan TC-50 (φ16~50mm)	1	
管の加工用の機械器具	やすり	ツボサン HI15002	1	
	パイプねじ切り器	レッキス 2R3 (1/4~1 1/4)	1	
	パイプ圧着機	育良 IS-30AM (13~30A)	1	
接合用の機械器具	トーチランプ	新富士 RZ-820S	1	
	パイプレンチ	ロブスター APW-350	1	
	ウォータープライヤー	ロブスター APW-300 ロブスター WP250DNA ロブスター WP250ND	1 2 2	
水圧テストポンプ	水圧テストポンプ	キヨーワ T-50KP	1	

(注) 種別の欄には「管の切断用の機械器具」、「管の加工用の機械器具」、「接合用の機械器具」、「水圧テストポンプ」の別を記入すること。

(備考) この用紙の大きさは、A列4番とすること。

様式第2（水道法施行規則第18条及び第34条関係）

誓 約 書

指定給水装置工事事業者申請者及びその役員は、水道法第25条の3第1項第3号イからヘまでのいずれにも該当しない者であることを誓約します。

令和 3 年 11 月 18 日

申請者

氏名又は名称 株式会社 YK企画

住 所 京都府京都市中京区御池通東洞院東入 笹屋町436番地
永和御池ビル606号

代表者 氏名 代表取締役 井上 健

水道事業者 殿

(備考) この用紙の大きさは、A列4番とすること。

履歴事項全部証明書

京都市中京区御池通東洞院東入 笹屋町 436 番地 永和御池ビル 606 号
株式会社 YK 企画

会社法人等番号	1300-01-069869
商 号	株式会社 YK 企画
本 店	京都市中京区御池通東洞院東入 笹屋町 436 番 地 永和御池ビル 606 号
公告をする方法	官報に掲載する方法により行う。
会社成立の年月日	令和 3 年 8 月 2 日
目的	1. 各種法令に基づく建築物及び附帯工作物の維持管理、定期検査、清掃及び工事 2. 各種法令に基づく建築設備（機械設備、衛生設備、電気設備）、防火設備及び消防設備の維持管理、定期検査、清掃及び工事 3. 住宅の診断、検査、評価及び改修工事 4. 環境及び公害に関するコンサルティング、測定、分析及び工事 5. 建築工事、土木工事、設備設置工事の設計、施工及び請負 6. 各種通信設備、音響設備の設置、設定及び維持管理 7. 各種電子機器の販売、設置及び設定 8. ホームページ、印刷物等の企画、デザイン、設計、制作及び販売 9. 飲食店の経営 10. 各種薬品（毒物、劇薬を含む）の販売 11. ハイブリッド発電システムの企画、開発、設計、製作、販売、設置工事及び保守管理 12. 前各号に附帯又は関連する一切の事業
発行可能株式総数	1 万 株
発行済株式の総数 並びに種類及び数	発行済株式の総数 100 株
資本金の額	金 30 万 円
株式の譲渡制限に関する規定	当会社の株式を譲渡により取得するには、株主総会の承認を受けなければならぬ。
役員に関する事項	取締役 井 上 健 ✓ 取締役 大 樫 優 紀 /

京都市中京区御池通東洞院東入笹屋町436番地永和御池ビル606号
株式会社YK企画

	京都府宇治市伊勢田町砂田6番地の303 代表取締役 井 上 健
登記記録に関する事項	設立 令和 3年 8月 2日登記



これは登記簿に記録されている閉鎖されていない事項の全部であることを証明した書面である。

(京都地方法務局管轄)

令和 3年 11月 18日
京都地方法務局宇治支局
登記官

谷 口 弘 美



騰本

定 款

株式会社YK企画



定 款

第1章 総 則

(商 号)

第1条 当会社は、株式会社YK企画と称する。

(目 的)

第2条 当会社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 各種法令に基づく建築物及び附帯工作物の維持管理、定期検査、清掃及び工事
2. 各種法令に基づく建築設備（機械設備、衛生設備、電気設備）、防火設備及び消防設備の維持管理、定期検査、清掃及び工事
3. 住宅の診断、検査、評価及び改修工事
4. 環境及び公害に関するコンサルティング、測定、分析及び工事
5. 建築工事、土木工事、設備設置工事の設計、施工及び請負
6. 各種通信設備、音響設備の設置、設定及び維持管理
7. 各種電子機器の販売、設置及び設定
8. ホームページ、印刷物等の企画、デザイン、設計、制作及び販売
9. 飲食店の経営
10. 各種薬品（毒物、劇薬を含む）の販売
11. ハイブリッド発電システムの企画、開発、設計、製作、販売、設置工事及び保守管理
12. 前各号に附帯又は関連する一切の事業

(本店の所在地)

第3条 当会社は、本店を京都市に置く。

(公告の方法)

第4条 当会社の公告は、官報に掲載する方法により行う。

第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第5条 当会社の発行可能株式総数は、1万株とする。

(株式の譲渡制限)

第6条 当会社の株式を譲渡により取得するには、株主総会の承認を受けなければならない。



(相続人等に対する売渡しの請求)

第7条 当会社は、相続その他の一般承継により当会社の株式を取得した者に対し、当該株式を当会社に売り渡すことを請求することができる。

(自己株式の取得)

第8条 当会社は、株主総会の決議によって特定の株主から合意によりその有する株式の全部又は一部を取得することができる。

2 前項の場合、当該特定の株主以外の株主は、自己を売主に追加することを請求することはできない。

(株主名簿記載事項の記載又は記録の請求)

第9条 当会社の株式取得者が株主名簿記載事項を株主名簿に記載又は記録することを請求するには、株式取得者とその取得した株式の株主として株主名簿に記載され若しくは記録された者又はその相続人その他の一般承継人が当会社所定の書式による請求書に署名又は記名押印し、共同してしなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、利害関係人の利益を害するおそれがないものとして法務省令に定める場合には、株式取得者が単独で株主名簿記載事項を株主名簿に記載又は記録することを請求することができる。

(質権の登録及び信託財産の表示)

第10条 当会社の株式につき質権の登録又は信託財産の表示を請求するには、当会社所定の書式による請求書に当事者が署名又は記名押印して提出しなければならない。

2 質権の登録の変更若しくは抹消又は信託財産の表示の抹消についても前項と同様とする。

(株主の住所等の届出)

第11条 当会社の株主及び登録株式質権者又はその法定代理人若しくは代表者は、当会社所定の書式により、その氏名又は名称、住所及び印鑑を当会社に届け出なければならない。届出事項に変更を生じたときも、その事項につき同様とする。

(基準日)

第12条 当会社は、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利行使することができる株主とする。

2 前項のほか必要があるときは、取締役の過半数の決定によりあらかじめ公告して臨時に基準日を定めることができる。



第3章 株主総会

(招 集)

第13条 定時株主総会は、毎事業年度末日の翌日から3か月以内に招集し、臨時株主総会は、必要がある場合にはいつでも招集することができる。

- 2 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除くほか、取締役の過半数の決定により、社長が招集する。ただし、社長に事故があるときは、あらかじめ定めた順序により、他の取締役が招集する。
- 3 株主総会を招集するには、書面投票又は電子投票を認めた場合を除き、株主総会の日の1週間前までに、その総会において議決権行使することができる株主に対して招集通知を発するものとする。
- 4 前項の規定にかかわらず、株主総会は、その総会において議決権行使することができる株主の全員の同意があるときは、書面投票又は電子投票を認めた場合を除き、招集の手続を経ることなく開催することができる。

(議 長)

第14条 株主総会においては、社長が議長となる。ただし、社長に事故があるときは、あらかじめ定めた順序により、他の取締役が議長となる。

(決議の方法)

第15条 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、議決権行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。

- 2 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

(株主総会の決議の省略等)

第16条 取締役又は株主が株主総会の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき株主（当該事項について議決権行使することができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の株主総会の決議があつたものとみなす。

- 2 取締役が株主の全員に対して株主総会に報告すべき事項を通知した場合において、当該事項を株主総会に報告することを要しないことにつき株主の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該事項の株主総会への報告があつたものとみなす。



(株主総会議事録)

第17条 株主総会の議事については、法務省令に定めるところにより、その経過の要領及び結果等を記載又は記録した議事録を作成し、議長がこれに署名若しくは記名押印又は電子署名し、当該議事録を株主総会の日から10年間本店に備え置く。

第4章 取締役

(取締役の員数)

第18条 当会社の取締役は、1名以上とする。

(取締役の選任及び解任)

第19条 取締役を選任し、又は解任する株主総会の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。

2 取締役の選任決議については、累積投票によらないものとする。

(取締役の任期)

第20条 取締役の任期は、選任後10年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定期株主総会の終結の時までとする。

2 補欠として又は増員により選任された取締役の任期は、前任取締役又は他の在任取締役の任期の満了すべき時までとする。

(代表取締役及び社長)

第21条 取締役を2名以上置く場合は、株主総会の決議により、取締役の中から代表取締役1名以上を選定する。

2 株主総会の決議により、代表取締役の中から社長1名を選定し、取締役が1名の場合は、当該取締役を社長とする。

(取締役の報酬等)

第22条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益については、株主総会の決議によって定める。

第5章 計 算

(事業年度)

第23条 当会社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの年1期とする。



(剩余金の配当)

- 第24条 当会社は、株主総会の決議によって、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者（以下「株主等」という。）に対して剩余金の配当を行う。
- 2 前項に定める場合のほか、当会社は、株主総会の決議によって、あらかじめ公告して基準日を定め、その最終の株主名簿に記載又は記録された株主等に対して、剩余金の配当を行うことができる。

(配当金の除斥期間等)

- 第25条 配当金がその支払提供の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。
- 2 配当金には利息を付さない。

第6章 附 則

(設立に際して出資される財産の価額)

- 第26条 当会社の設立に際して出資される財産の価額は、金30万円とする。

(成立後の資本金の額)

- 第27条 当会社の成立後の資本金の額は、設立に際して株主となる者が払込みをした財産の額とする。

(最初の事業年度)

- 第28条 当会社の最初の事業年度は、当会社成立の日から令和4年3月31日までとする。

(発起人の氏名、住所等)

- 第29条 当会社の発起人の氏名及び住所並びに割当てを受ける設立時発行株式の数及び設立時発行株式と引換えに払込む金銭の額は、次のとおりである。

住 所	京都府八幡市橋本北ノ町44番地の1
氏 名	大槻優紀
割当株式数	90株
払込金額	金27万円

住 所	京都府宇治市伊勢田町砂田6番地の303
氏 名	井上健
割当株式数	10株
払込金額	金3万円



(設立時役員)

第30条 当会社の設立時の役員は、次のとおりとする。

設立時取締役 井上健、大槻優紀
設立時代表取締役 京都府宇治市伊勢田町砂田 6 番地の 303
井上健

(設立時本店所在場所)

第31条 当会社の設立時の本店所在場所は、次のとおりとする。

京都市中京区御池通東洞院東入 笹屋町 436 番地 永和御池ビル 606 号

(定款に定めのない事項)

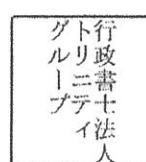
第32条 本定款に定めのない事項は、すべて会社法その他の法令の定めるところによる。

以上、株式会社YK企画を設立するため、発起人の定款作成代理人は、電磁的記録である本定款を作成し、電子署名をする。

令和3年7月5日

発起人 大槻優紀
同 井上健

定款作成代理人 東京都港区新橋二丁目1番1号
山口ビルディング9階
行政書士法人トリニティグループ
社員 新倉由大





同一の情報の提供

提供の日付： 2021年7月28日

公証人： 13010024 西浦久子

所属法務局： 京都地方法務局

公証役場： 京都公証人合同役場

京都市中京区東洞院通御池下る笹屋町
436番地の2 シカタディスビル5階



請求対象の登簿管理番号： 21-1301002402002001

請求対象の文書種別： 電磁的記録の認証

請求対象の認証日： 2021年7月28日

請求対象の処理公証人： 13010024 西浦久子

所属法務局： 京都地方法務局

公証役場： 京都公証人合同役場

京都市中京区東洞院通御池下る笹屋町
436番地の2 シカタディスビル5階

認証文

これは、保存された電磁的記録に記録された情報と同一であることを証する。

令和3年7月28日

定款認証嘱託人

行政書士法人トリニティグループ

社員 新倉由大 殿

京都地方法務局所属

公証人 西浦久子



(京都公証人合同役場)

電話 (075) 231-4338

申告受理及び認証證明書

本公証人は、株式会社YK企画の定款（電磁的記録）を認証するに当たり、嘱託人から、その実質的支配者となるべき者として別紙「申告書」（写し。申告書とともに提出された資料の写しを含む。）記載のとおりの申告を受け、審査の結果、公証人法第62条の6第4項において準用する同法第26条の嘱託拒否事由が認められないと判断して、別紙「電磁的記録の認証」記載のとおり認証をしたことを証明する。



電磁的記録の認証

申請番号: 20210727023197001

認証日: 2021年07月28日

登簿管理番号: 21-1301002402002001

公証人: 13010024 西浦久子

所属法務局: 京都地方法務局

公証役場: 京都公証人合同役場

京都市中京区東洞院通御池下る笹屋町436-2

認証文

嘱託人は、本職に対し、設立される法人の実質的支配者となるべき者が大槻優紀である旨及び同人が暴力団員等でない旨を申告した。嘱託人は、この電磁的記録に記録された情報について電子署名をしたこと自認する旨を本職の面前で陳述した。よって、この定款を認証する。



本件の複数の文書

本件の複数の文書を複数枚提出する場合、
各文書は、下記の順序で提出する。
また、複数枚提出する場合は、各文書の
提出を終了した後、提出する文書を示す
「次回提出用紙」を提出する。
提出する文書を複数枚提出する場合は、
複数枚提出する文書を示す「複数枚提出用紙」
を提出する。

次回提出用紙

本件の複数の文書を複数枚提出する場合は、各文書の提出を終了した後、提出する文書を示す「複数枚提出用紙」を提出する。

本書は原本と相違ないことを証明いたします。

令和 3 年 11 月 18 日

株式会社YK企画

代表取締役 井上 健



第三〇三二九五号

給水装置事務技術者免状

本籍 京都府

氏名 井上 健

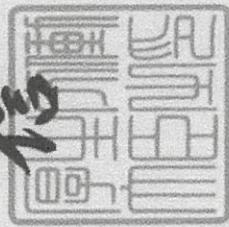
平成四年一月三十日生

水道法(昭和二年法律第百七号)の
規定により給水装置事務
技術者免状を交付する。

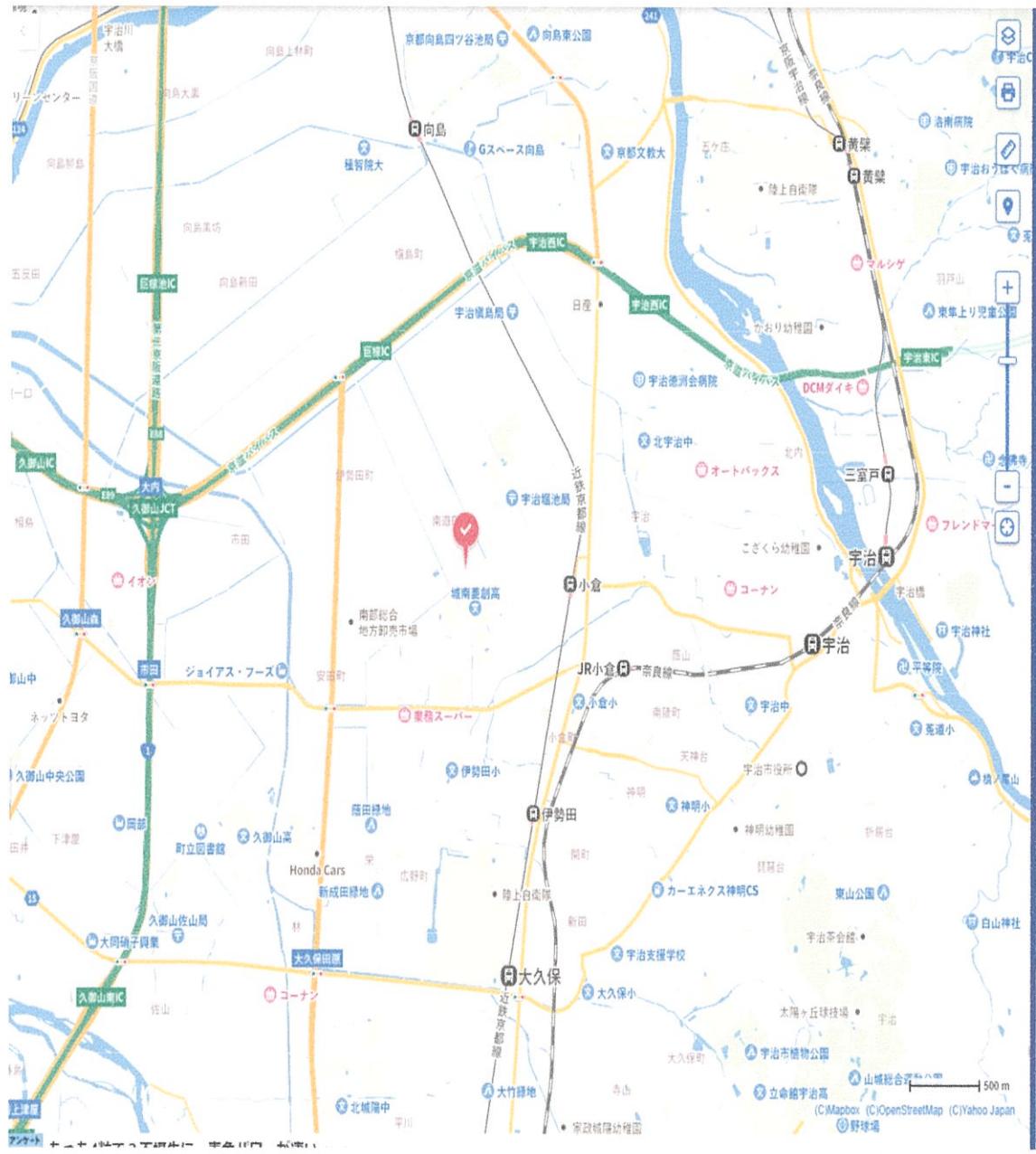
令和二年二月七日

厚生労働大臣

加藤勝信



・事業所地図 ①

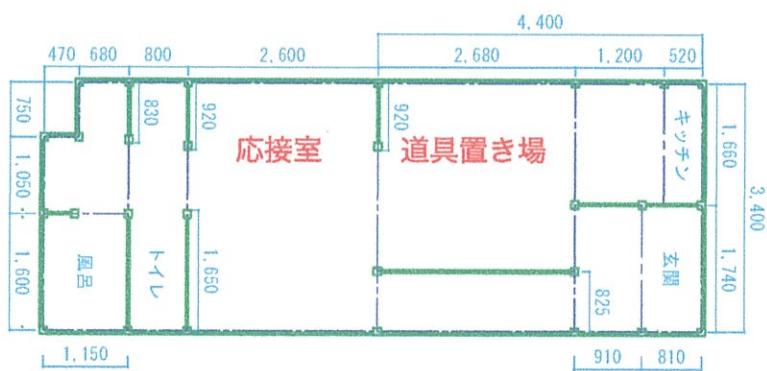


・事業所地図②

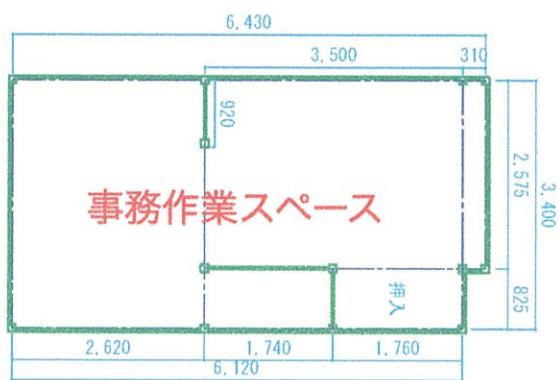


・事業所 平面図

1階



2階



・事業所 外観写真



・事業所 1F室内写真



・事業所 2F室内写真



指定給水装置工事事業者に係る申請書・届出書の提出先(表紙)

水道事業者 殿

令和 3 年 11 月 18 日

申請者 フリガナ 氏名又は名称 カブシキガイシャワイカ キカク
 株式会社YK企画

住所 京都府京都市中京区御池通東洞院東入笹屋町
 436番地 永和御池ビル606号

フリガナ 代表者氏名 井上 健

電話番号 075-600-2460

FAX番号 075-600-2678

メールアドレス ken0130@yk-kikaku.jp

下記のとおり、申請書・届出書を提出します。

1. 申請・届出をする書類(ひとつだけの□に✓を入れて下さい)

この「表紙」は、申請書・届出書毎に作成し、各書類の前に付けて下さい。

- ①指定給水装置工事事業者指定申請書～様式第1、別表、様式第2
- ②指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書～様式第10
- ③指定給水装置工事事業者廃止・休止・再開届出書～様式第11
- ④給水装置工事主任技術者選任・解任届出書～様式第3

2. 申請・届出をする水道事業者(□に✓を入れてください)

申請・届出をする水道事業者数 1 者

NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック
1	奈良市 公営企業管理者	✓	8	御所市 水道事業管理者		15	斑鳩町 水道事業管理者		22	上牧町 水道事業管理者	
2	大和高田市 上下水道事業管理者		9	生駒市 水道事業管理者		16	安堵町 水道事業管理者		23	王寺町 水道事業管理者	
3	大和郡山市 上下水道事業 の管理者		10	香芝市 上下水道事業の管理者 の権限を行う市長		17	川西町 水道事業管理者		24	広陵町 上下水道事業管理者	
4	天理市 上下水道事業 の管理者		11	葛城市 上下水道事業管理者		18	三宅町 水道事業管理者		25	河合町 水道事業管理者	
5	橿原市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長		12	宇陀市 水道事業管理者 の権限を行う市長		19	田原本町 水道事業管理者		26	吉野町 水道事業管理者	
6	桜井市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長		13	平群町 水道事業管理者		20	高取町 水道事業管理者		27	大淀町 上下水道事業管理者	
7	五條市 水道事業管理者		14	三郷町 水道事業管理者		21	明日香村 水道事業管理者		28	下市町 水道事業管理者 の権限を行う町長	

様式第3（水道法施行規則第22条関係）

給水装置工事主任技術者選任・解任届出書

水道事業者 殿

令和3年11月18日

届出者

氏名又は名称 株式会社YK企画

住 所 京都府京都市中京区御池通東洞院東入 笹屋町 436 番地
永和御池ビル 606号

代表者氏名 代表取締役 井上 健

選 任

水道法第25条の4の規定に基づき、次のとおり給水装置工事主任技術者の
解任の届出
をします。

給水区域で給水装置工事の事業を行う事業所の名称	株式会社 YK 企画	
上記事業所で選任・解任する給水装置工事主任技術者の氏名	給水装置工事主任技術者免状の交付番号	選任・解任の年月日
井上 健	第303295号	

(備考) この用紙の大きさは、A4列4番とすること。

第三〇三二九五号

給水装置事主任技術者免状

本籍 京都府

氏名 井上 健

平成四年一月三十日生

水道法(昭和三年法律第百七十七号)の
規定により給水装置事主任
技術者免状を交付する。

令和二年二月七日

厚生労働大臣

加藤勝信

